

井川町みのりの未来農業継続補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町の農業経営の継続及び農作業の省力化を図るため、町内で農業を営む農業者、農業法人等に対し、農業機械の導入等に要する経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で井川町みのりの未来農業継続補助金（以下、「補助金という」）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 町内に住所を有している者又は農業法人の場合は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であつて町内に事業所を有し、かつ、町内で主に営農活動を行う者。

イ 町内に農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)を所有し、又は借り受けていること。

ウ 現に農業を営む者又は当該年度内に営農を開始しようとする者であること。

エ 営農を5年以上継続する者。

オ 前年の農業収入が100万円以上の者又は新規就農者等で前年の収入が無い場合は、その見込みのある者。

(2) 農業機械 農作業のみに使用可能な機械。その他町長が農業機械と認めるもの。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助対象事業及び補助金の額については、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者としな

い。

(1) 申請日から5年以内に、金額に関わらず当該補助金の確定通知を受けた者

(2) 申請日から5年以内に、金額に関わらず当該補助金の確定通知を受けた者が同一世帯等に

いる者

(3) 農地法その他の関係法令に違反している者及び当該者が構成員に含まれる法人

(4) 井川町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(5) その他町長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める農業経営の継続及び農作業の省力化に係るものの必要経費のことである。ただし、個人間の売買によるもの、過去に導入したものの経費、消費税並びに地方消費税相当額は補助対象経費としな

い。

2 国や県から同様の事由による補助金等を受けている場合、当該補助金等を差し引いた金額を交付対象とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請を行う者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(様式第2号)

(2) 補助対象者等の要件を満たしていること分かる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（様式第 3 号）にその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書（様式第 4 号）にその旨及び理由を記載し、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 7 条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(事業の着手)

第 8 条 交付申請者は、第 6 条に規定する交付決定通知書による通知を受けるまで、補助対象事業を着手してはならない。

(補助事業の変更)

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 5 号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合においては、第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

3 町長は、第 1 項の承認をしたときは、補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第 6 号)により、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(様式第 7 号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第 8 号)により、当該補助事業者に通ずるものとする。ただし、町長が認めるものについては、第 6 条の規定による交付決定通知書をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は補助金交付請求書(様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金確定通知を受けた日から 5 年以内に離農した場合(病気や災害等のやむを得ない場合は除く)

(5) その他町長が指示した事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還請求は、補助金返還請求書(様式第 10 号)により補助事業者
に通知して行う。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条・第 4 条関係)

井川町みのりの未来農業継続補助金交付基準

補助対象者等	補助金の額	交付条件	補助対象事業
<ul style="list-style-type: none">・ 農業者又は農業法人で、申請年度の 3 年前と比較して、経営面積が 30a 以上拡大しているか、翌年度までに拡大する見込みのある者・ 補助対象経費の合計が 1,000,000 円以上のもの	<ul style="list-style-type: none">・ 補助率 1/2・ 限度額 1,500,000 円・ 千円未満切捨て	<ul style="list-style-type: none">・ 拡大後の経営面積を 3 年間減少させないこと。(町長が認める特別な理由・事情等により面積が減少した場合はその限りではない。)	<ul style="list-style-type: none">・ 農業経営の継続及び農作業の省力化に必要な農業機械の導入(中古品も可) トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機用集塵機、色彩選別機、もみ殻散布機、農業用ドローン、除草用機械、畑作用機械など
<ul style="list-style-type: none">・ 農業者又は農業法人	<ul style="list-style-type: none">・ 補助率 1/3・ 限度額 1,000,000 円・ 千円未満切捨て		<ul style="list-style-type: none">・ 農機具販売を営む者から購入したものに 限る。・ その他町長が不 適当と認めるものは補助 対象事業としない。